

気象警報発表時ならびに非常変災時の措置について(改訂版)

平素は、本校教育活動へのご理解・ご協力にお礼申し上げます。

さて、気象警報発表時ならびに非常変災時の措置として下記の通りとしますので、保存版としてお取り扱いいただきますようお願いいたします。

記

1 気象

(1) 措置 (特別警報ならびに暴風警報発令時)

<臨時休業>

※午前 7 時時点において、**天津市南部に特別警報**または県内に**暴風を含む警報**が発令中の場合は、臨時休業としますので、登校させないでください。午前 7 時までに、暴風警報等が解除されている場合は、気をつけて登校させてください。(テレビ、ラジオ等でご確認ください。)

※当日の午前 7 時以降で登校中又は登校後に確実に**特別警報**または県内に**暴風を含む警報の発表が見込めるときは、臨時休業する場合があります。**

当日の午前 7 時前後の時間帯に警報は発表されていない状態で、以下のいずれかの状況が発生している場合は、**臨時休業**又は**始業時刻の繰り下げ**の措置を行う場合があります。

- 大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。
- 土砂災害警戒情報が発表されている。
- 避難情報が発表され、本校に避難所が開設されている。
- 児童の登校に影響する公共交通機関（ＪＲ西日本、京阪電車等）が運転を見合わせている。
- その他、大雨や大雪等の影響により、児童の安全確保が難しい場合。

(2) 連絡方法：「臨時休業」また「終業時刻の繰り上げ、または始業時刻の繰り下げ」とする場合、**tetoru**にて連絡します。

(3) **tetoru** の連絡がない、警報(大雨、洪水、大雪等の警報)は、基本的には臨時休業とはしませんので、安全を十分確認の上で平常通り登校させてください。

2 地震、武力攻撃事態等

(1) 大地震 前日の下校完了時刻から当日の午前 7 時までの間（前日が休日の場合は該当時刻）に発生した地震により、天津市内に震度 5 弱以上を観測した場合は、臨時休業とします。ただし、状況を判断し、休業しないこともあります。連絡は **tetoru** にておこないます。

(2) 武力攻撃 前日の下校完了時刻から当日の午前 7 時までの間（前日が休日の場合は該当時刻）に天津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報が市民に伝達された場合は、臨時休業とします。状況を判断し、休業しないこともあります。連絡は **tetoru** にておこないます。

3 熱中症

滋賀県に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表された場合、その翌日は臨時休業とします。連絡は **tetoru** にておこないます。学校生活の熱中症対策については、「天津市立小中学校における熱中症対策ガイドライン（部活動における熱中症対策含む）」によるものとします。

4 その他

臨時休業明けの登校は、特別の連絡をしない限り、時間割通りの学習準備をお願いいたします。